平成28年3月11日 飯塚市告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市合併10周年記念事業を実施するため、予算の範囲内において飯塚市合併10周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

- 第2条 補助の対象となる事業は、実行委員会による飯塚市合併10周年記念事業とする。
- 2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び実行委員会の運営 に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 実行委員会は、補助金を飯塚市合併10周年記念事業及び実行委員会の運営の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

(事業の計画変更)

第4条 実行委員会は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助金の交付 決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければ ならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第5条 実行委員会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則

この告示は、告示の日から施行する。